

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)  
公募要領

平成 29 年 9 月  
一般社団法人温室効果ガス審査協会

一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）の交付決定を受け、事業場・工場におけるエネルギー起源 CO2 排出抑制のための先進的で効率的な低炭素機器等の導入を行う事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、補助事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、選定され、補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者（以下「応募者」という。）が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 1. 補助金の目的

○ 本補助金は、先進的で高効率な低炭素機器の導入に取り組む事業者が、ア) 別紙1「環境大臣指定設備・機器等一覧」に属する設備・機器等（以下「L2-Tech 認証製品」という。）の導入、イ) L2-Tech 認証製品以外でエネルギー起源二酸化炭素削減効果のある機器（以下「その他機器」という。）の導入（以下ア）及びイ）を併せて「先進対策」という。）、ウ) 先進対策以外の自主的対策（以下「運用改善等」という。）を組み合わせることにより事業場・工場における適切なCO2排出削減目標を掲げ、その目標達成を約し、本事業の参加者全体で排出枠を調整し、補助事業全体で確実な排出削減を担保し、業務・産業両部門におけるCO2排出量を効率的に大幅削減する事業（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減事業）の一環として、先導的な低炭素設備機器として環境大臣が指定するもの（環境大臣指定設備・機器）の導入を支援することを目的としています。

○ 本補助金の執行は、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付要綱（環地温発第1404017号）（以下「要綱」という。）及び先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領（環地温発第1404018号）（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 応募にあたっては、要綱、実施要領、交付規程はもちろんのこと、「ASSET (Advanced technology promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets) 第6期実施ルール」及び「ASSET モニタリング報告ガイドライン Ver6.0」（以下「制度文書」という。）を必ず熟読してください。
- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。

## 2. 補助金の内容

応募者は、ア) L2-Tech 認証製品の導入、イ) その他機器の導入、ウ) 運用改善等を組み合わせることにより事業場・工場における適切なCO2排出削減目標を申告し、実施要領第3(6)②に定める方法（リバースオークション方式）による選定を経て、補助金の交付の手続きを行うこととします。

## 3. 応募者の要件

本補助事業の応募者の要件は以下のアからオの法人・団体であり、かつ①から③の要件をすべて満たすものとします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ② 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 別紙2に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

- ※ 応募者は、補助事業を行う事業場・工場等及び補助対象設備の所有者である必要があります。事業場・工場の所有者と、補助対象設備の所有者が異なる場合は、両者が応募者になる必要があります。その場合、補助対象設備の所有者が代表事業者、事業場・工場の所有者は共同事業者となります。
- ※ 実施要領第4（4）で定める通り、代表事業者・共同事業者は目標保有者として排出枠の償却義務を負います。
- ※ ESCO事業、リース等を活用した参加に際しては、原則として補助対象設備の所有者を代表事業者、補助対象設備を導入する事業場・工場の所有者を共同事業者として共同申請することが可能です。共同申請における参加形態に関する疑義は、個別にお問い合わせください。
- ※ リースを活用する場合、応募書類にリース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）の提出が必要です。また、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約を継続頂く必要があります。

#### 4. 参加単位

参加単位は、事業場又は工場となります。事業場・工場とは同一敷地内に存在する建物及びそれらに付属の工作物となります。また、同一法人の複数の事業場・工場において実施し、1申請として応募することも可能です（グループ参加）。この場合、補助対象設備の導入のない事業場・工場が含まれていてもかまいませんが、参加する事業場・工場のエネルギー管理・CO2排出量管理が同一の方法で実施されていることが条件となります。

- ※ テナントや、工場内で事業を行う者（以下「テナント等」という。）が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。温室効果ガス排出量の算定対象範囲はテナント等の利用範囲内ではなく、当該建物や工場の敷地境界全体になりますのでご注意ください。算定対象範囲の詳細や例外については、制度文書をご参照ください。
- ※ 同一法人が複数のビルにテナントとして入居している場合は、各ビルのオーナーを複数の共同事業者とすることでグループ申請が可能です。この場合、算定対象範囲は、各ビルの敷地境界全体になりますのでご注意ください。

#### 5. 補助事業の要件

国内の事業場・工場において、L2-Tech 認証製品等の導入を行う事業のうち、以下①から⑦の要件をすべて満たす事業

- ① 事業場・工場における基準年度排出量（実施要領第3（2）②参照）が50t-CO<sub>2</sub>以上であること
- ② 補助事業実施後の事業場・工場の二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容であること

- ③ 別紙1「環境大臣指定設備・機器等一覧」に掲げる設備・機器等に属する製品を少なくとも1つ以上導入すること
  - ④ L2-Tech 認証製品の材料費が補助事業で導入する機器の材料費全体に対して50%以上であること
  - ⑤ 運用改善等による排出削減目標量が排出削減目標量全体に対して10%以上であること
  - ⑥ 平成28年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）により機器等を導入した事業場・工場でないこと。
  - ⑦ L2-Tech 認証製品を導入したことによるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること
- ※ 基準年度排出量については、制度文書に定める算定方法により、別途定める様式（算定報告書）を用いて算定します。なお、基準年度排出量の算定が不可能である場合は、申請が出来ません。
  - ※ 事業場・工場の定義及び単位の考え方については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の取扱いに準じます。
  - ※ ②に関して、補助事業は既存の機器をより高効率な機器に更新する事業ですので、以下の点に留意してください。
    - ・新規導入（もともとエネルギー消費のないところに新たにエネルギー消費を発生させる新規の機器の導入）は対象外となります。ただし、導入する機器の能力・出力が、既存機器の能力・出力を超えても差し支えありません。
    - ・同種の機器への更新が原則ですが、既存機器とは異なる種類の機器・システムに取り替える事業であっても、既存機器の稼働やエネルギー供給の全部又は一部を代替する場合は、更新事業とみなして差し支えありません。
  - ※ ③に関して、3次公募では応募内容によって以下に示す2つの事業に分類して選定します。両事業の選定の手順については、「9. 補助事業の選定及び交付決定」を参照ください。
    - <優先対象事業>  
別紙1A、1Bにおいて○印を付した優先対象の「設備・機器等」を含む事業。
    - <その他応募事業>  
別紙1A、1Bにおいて○印を付した優先対象の「設備・機器等」を含まない事業。
  - ※ ④に関して、優先対象であるか否かに係わらず別紙1に掲げる設備・機器等に属する製品であれば、L2-Tech 認証製品の材料費に含めることができます。
  - ※ 補助金の交付決定後の事情の変更により④の条件を満たさなくなった場合は、交付規程第14条に基づき交付の決定の全部又は一部を解除する場合があります。それ以外の条件を満たさない場合の取扱いも同様ですが、④については特にご注意ください。
  - ※ ⑥に関して、平成26年度、平成27年度に本補助金を利用して機器等を導入した事業場・工場での補助事業実施を検討する場合には、必ず事前にご相談ください。

## 6. 補助対象経費

L2-Tech 認証製品等の導入に要する以下の経費（以下「補助対象経費」という。）が対象であり、補助事業で使用されたことを証明できるものに限り、補助対象経費の詳細は、別表第1をご参照下さい。

- ① 本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費

- ⑤ 設備費
- ⑥ 事務費

なお、国からの他の補助金等（適正化法第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」）の対象経費は含めることができません。また、本補助金と、エネルギー環境負荷低減促進税制（グリーン投資減税）の併用もできません。

#### <補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ CO2 排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器（法定必需品など）
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- ・ 既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費も含む）
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 予備品
- ・ 官公庁等への申請、届出等に係る費用
- ・ 本補助金への応募・申請手続に係る経費
- ・ 建物や配管等の防熱・断熱強化工事（断熱パネル、断熱塗料、保温材の設置※等）

※ 更新する L2-Tech 認証製品等本体や附帯する機器・配管の防熱・断熱強化工事に関しては対象となります。

## 7. 補助金の交付額

- ア 優先対象の L2-Tech 認証製品導入に必要な経費の 2 分の 1 以内※1
  - イ 優先対象以外の L2-Tech 認証製品導入に必要な経費の 3 分の 1 以内
  - ウ その他機器導入に必要な経費の 3 分の 1 以内
- （1 実施事業者※2 あたりの補助金の上限は 1.5 億円）

※1 採択の状況によっては、必要経費の 3 分の 1 以内となることがあります。

※2 本補助金を利用して導入した L2-Tech 認証製品等を実際に使用して CO2 排出削減に取り組む者

## 8. 補助事業の実施期間

交付決定日から平成30年2月28日までとします。

## 9. 補助事業の選定及び交付決定

### (1) 補助事業の選定基準

応募者より提出された書類等をもとに、「3. 応募者の要件」及び「5. 補助事業の要件」をすべて満たすものの中から、実施要領第3(6)②に定める方法（リバースオークション方式）により、予算の範囲内で補助事業を選定します。

リバースオークション方式は、下記の式により算出される値の小さいもの（=1t-CO2削減量当たりの補助対象事業費が少ない事業）から順に、予算額に達するまで選定する方式です。また、補助金を活用することによって可能な限り多くの種類の L2-Tech 認証製品の効果等を把握する必要があります。よって、まず優先対象事業の中から別紙1「環境大臣指定設備・機器等一覧」に掲げる「設備・機器等」ごとに3事業に達するまで間接補助事業を採択するものとします。採択額が予算に達しない場合には、その他応募事業として提案されたすでに3事業を採択した「設備・機器等」を含むすべての提案の中から、リバースオークションにより予算の範囲で補助事業を選定します。ただし、提案が集中した「設備・機器等」については環境省との協議のうえ、採択件数を制限する場合があります。また、補助額の上限を 1.5 億円に設定して

おりますが、可能な限り多数の事業者に参加してもらうため、高額な提案が集中した場合は、環境省と協議のうえ高額な提案の採択件数を制限する場合があります。

#### 補助対象事業費

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助事業実施により実現できる CO2 排出削減量 (※)}}{\text{補助事業実施により実現できる CO2 排出削減量 (※)}}$$

- ※ 補助事業実施により実現できる CO2 排出削減量＝  
(設備導入による CO2 排出削減目標量／年  
＋運用改善等による CO2 排出削減目標量／年) × 導入される設備の法定耐用年数
- ※ 法定耐用年数の異なる L2-Tech 認証製品等がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。
  - ア 複数設備機器の耐用年数の単純平均
  - イ それぞれの設備機器の排出削減目標量に対する寄与度を踏まえた加重平均による耐用年数
- ※ 排出削減目標量については、応募書類に記載した値を、応募書類提出後に変更することはできません。基準年度排出量については、検証を受検した結果、変動することがありますが、この場合でもこれらの数値を変更することはできません。
- ※ 環境省と協議の上、費用効率性のボーダーラインを設ける場合があります。
- ※ 今年度に辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助金に採択されないことがあります。なお、辞退理由が他の補助金採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではありません。

なお、別紙 1「環境大臣指定設備・機器等一覧」に掲げる機器の導入比率（以下「L2-Tech 認証製品導入比率」という。）は以下により計算されます。

L2-Tech 認証製品導入比率 (%)

$$= \frac{\text{L2-Tech 認証製品 (※) の材料費合計}}{\text{補助対象設備 (※) の材料費合計}} \times 100$$

- ※ 本工事費のうち、L2-Tech 認証製品及びその他機器の本体、及び設備稼働に不可欠な直属の機器の材料費だけで比率を求めます。（その他機器：L2-Tech 認証製品以外でエネルギー起源二酸化炭素削減効果のある機器）
- ※ 優先対象であるか否かに係わらず別紙 1 に掲げる設備・機器等に属する製品であれば、L2-Tech 認証製品の材料費に含めることができます。

#### (2) 補助金の交付決定

選定された事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。交付申請書については、原則として採択から 3 週間以内で提出していただきます。その際、補助金対象となるのは、事業実施期間までに支払いが完了するものとします。

協会は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた後に

事業開始することになります。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するにあたっては、契約・発注日は協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）でなければなりません。

#### 10. 完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（補助対象設備の支払いが完了したことを指す）したときは、交付規程に従い、事業終了後30日以内又は平成30年3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出していただきます。

協会は補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知をします。

#### 11. 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後協会から補助金を支払います。

#### 12. 応募の方法

##### (1) 提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。提出書類のうち、ア及びエ（別添1～4）については、必ず電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

ア 応募申請書【様式1】（Word(.doc)形式）

イ 代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為

ウ 代表事業者ならびに共同事業者の直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※1

（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。）

エ 下表に定める別添資料



区 分		事業場		工場	
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加
別添1	整備計画書	○	○	○	○
	別紙1 事業実施場所の一覧	—	○	—	○
	別紙2 他の補助事業の利用状況等について	○	○	○	○
	別紙3 法定耐用年数の根拠について	○	○	○	○
	別紙4 補助対象として導入される L2-Tech 認証製品について	○	○	○	○
別添2	経費内訳(平成29年度)	○	○	○	○
別添3	平成30年度の年間CO2削減目標量の内訳(任意様式の添付可)	○	○	○	○
別添4	算定報告書	○	○	○	○
その他 添付資料	導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)	○	○	○	○
	敷地境界が確認できる公的な資料※2	○	○	○	○
	敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料※3	○	○	○	○
	対象設備に関するリース契約書等(案)、 リース料計算書(任意様式)	リースの場合のみ			

- ※1 事業実施主体は、補助事業を確実に遂行できる経理的基礎を有することが必要です。このため、経理状況説明書として、直近2カ年の貸借対照表及び損益計算書をご提出いただき、経理的基礎に係る審査を行います。連続して債務超過または赤字決算である場合、経営改善計画を作成し、添付してください。
- ※2 事業場の場合は建築基準法届出や消防法届出、工場の場合は工場立地法届出や消防法届出の写し等。
- ※3 不動産登記事項証明書の写し等。

## (2) 公募期間

平成29年9月8日(金)～平成29年9月28日(木) 12時必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

## (3) 提出部数

正本1部(様式1、別添1～別添4及び添付資料)・副本1部(別添1～別添4のみ)を提出して下さい。(ファイリングは不要ですが、2つ穴の紐閉じとして下さい。)

また、様式1(PDFファイル)及び別添1～別添4(Excelファイル)の提出書類のデータを1枚のCD-Rに、その他添付資料(リース関連の資料は除きます。)(PDFファイル等)をもう1枚のCD-Rに保存し、2枚のCD-Rを提出して下さい。各CD-Rには事業者名・事業場または工場名を必ず記載して下さい。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

## (4) 提出方法及び提出先

(1) で示した書類(紙)と電子媒体を、郵送等により下記提出先へ提出して下さい。

書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（上記公募期間内に必着のこと）。  
持ち込みは不可です。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成29年度ASSET事業応募書類」  
を朱書きで明記してください。

提出先：一般社団法人温室効果ガス審査協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル 7階

(5) 公募説明会

3次公募の説明会は開催いたしません。ASSETウェブサイト(<http://www.asset.go.jp/rule>)  
に既に公表している公募説明会資料およびQ&Aを参考にしてください。

(6) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、平成29年9月5日(火) から平成29年9月25日(月)  
までの期間、受付します。詳細は、次のとおりです。

問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名を「【問い合わせ】平成29年度ASSET事業  
(〇〇〇株式会社)」とし、括弧内に団体等の名称を記入してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人温室効果ガス審査協会

ASSET事業運営センター 事業部

E-mail : [asset@gaj.or.jp](mailto:asset@gaj.or.jp)

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p>
		(間接工事費)	
		共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準</p>

<p>設備費</p> <p>事務費</p>	<p>機械器具費</p>	<p>じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>
	<p>測量及試験費</p>	
	<p>設備費</p>	
	<p>事務費</p>	

  

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## ○補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則平成30年2月末日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に当該支払いに対する領収書を協会に提出することとする。）となります。

#### (2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、協会から交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・契約・発注日は、協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）であること。

#### (4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は平成30年3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、速やかに実施責任者印を押印した精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

**4. 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

## 環境大臣指定設備・機器等一覧

2016年度夏版L2-Tech認証製品一覧及び2016年度冬版L2-Tech認証製品一覧のうち、「産業・業務（業種共通）」に掲げる設備・機器等に属する製品を本事業における「L2-Tech認証製品」とする。

なお3次公募においては、優先対象の欄が追加されているのでご注意ください。

2016年度夏版L2-Tech認証製品一覧 (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103996.pdf>より抜粋) (○印は優先対象)

## 別紙1A

技術体系	設備・機器等	優先対象	
産業・業務 (業種共通)	ガスヒートポンプ		
	パッケージエアコン(店舗・オフィス用)		
	空調機(ヒートポンプ・個別方式)	パッケージエアコン(設備用)	
		パッケージエアコン(ビル用マルチ)	
	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)	氷蓄熱式パッケージエアコン	○
		ターボ冷凍機	
	熱源・空調機(吸収式・中央方式)	水冷ヒートポンプチラー	○
		空冷ヒートポンプチラー	
	熱源・空調機(吸収式・中央方式)	吸収冷温水機(二重効用)	
		吸収冷温水機(三重効用)/廃熱投入型吸収冷温水機(三重効用)	○
	熱源・空調機(吸着式・中央方式)	一重二重併用形吸収冷温水機	○
		吸着式冷凍機	○
	熱源(ヒートポンプ)	高温水ヒートポンプ(空気熱源・循環式)	
		高温水ヒートポンプ(空気熱源・一過式)	○
		高温水ヒートポンプ(水熱源・循環式)	
		高温水ヒートポンプ(水熱源・一過式)	○
		高温水ヒートポンプ(水空気熱源・循環式)	○
		高温水ヒートポンプ(水空気熱源・一過式)	○
		熱風ヒートポンプ(水熱源・一過/循環式)	○
		蒸気発生ヒートポンプ(水熱源・一過式)	○
	蒸気再圧縮装置	○	
	給湯器(ヒートポンプ)	ヒートポンプ給湯機(空気熱源・一過式)	
	給湯器(ガス式)	潜熱回収型給湯器	
	ボイラ	温水機	
		蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	
		蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ)	○
		蒸気ボイラ(水管ボイラ)	○
コージェネレーション	熱媒ボイラ	○	
	ガスエンジンコージェネレーション	○	
	ガスタービンコージェネレーション	○	
冷凍冷蔵機器	燃料電池コージェネレーション	○	
	業務用冷凍冷蔵庫	○	
	空気冷媒方式冷凍機	○	
照明器具	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機(アンモニア/CO2二次冷媒システム)	○	
	LED照明器具		
モータ	誘導モータ		
	永久磁石同期モータ	○	
変圧器	変圧器	○注1	
窓	窓ガラス		
エネルギーマネジメントシステム	BEMS(制御サービス・空調・熱源・中央方式)		

注1. 変圧器には油入り変圧器とモールド変圧器があるが、優先対象はモールド変圧器のみ。



2016年度冬版 L2-Tech 認証製品一覧 (http://www.env.go.jp/press/files/jp/105150.pdf  
より抜粋) (○印は優先対象)

別紙1B

技術体系		設備・機器等	優先対象
産業・業務 (業種共通)	空調機 (ヒートポンプ・個別方式)	ガスヒートポンプ	
		パッケージエアコン(店舗・オフィス用)	
		パッケージエアコン(設備用)	
		パッケージエアコン(ビル用マルチ)	
	熱源・空調機 (ヒートポンプ・中央方式)	氷蓄熱式パッケージエアコン	○
		フロン類等冷媒ターボ冷凍機	
		自然冷媒ターボ冷凍機	○
		水冷ヒートポンプチラー	○
	熱源・空調機 (吸収式・中央方式)	空冷ヒートポンプチラー	
		間接気化式冷却器	○
		吸収冷温水機 (二重効用)	
		吸収冷温水機 (三重効用)/廃熱投入型吸収冷温水機 (三重効用)	○
	熱源 (ヒートポンプ)	一重二重併用形吸収冷温水機	○
		木質ペレット直焚き吸収冷温水機 (二重効用)	○
		高温水ヒートポンプ(空気熱源・循環式)	
		高温水ヒートポンプ(空気熱源・一過式)	○
		高温水ヒートポンプ(水熱源・循環式)	
		高温水ヒートポンプ(水熱源・一過式)	○
		高温水ヒートポンプ(水空気熱源・循環式)	○
		高温水ヒートポンプ(水空気熱源・一過式)	○
		熱風ヒートポンプ(水熱源・一過/循環式)	○
	蒸気発生ヒートポンプ(水熱源・一過式)	○	
	蒸気再圧縮装置	○	
	給湯器 (ヒートポンプ)	ヒートポンプ給湯機(空気熱源)	
	給湯器 (ガス式)	潜熱回収型給湯器	
	ボイラ	温水機	
		蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	
		蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ)	○
		蒸気ボイラ(水管ボイラ)	○
	コージェネレーション	熱媒ボイラ	○
ガスエンジンコージェネレーション		○	
ガスタービンコージェネレーション		○	
燃料電池コージェネレーション		○	
冷凍冷蔵機器	空気冷媒方式冷凍機	○	
	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機 (アンモニア/CO2二次冷媒システム)	○	
照明器具	LED照明器具		
モータ	誘導モータ		
	永久磁石同期モータ	○	
変圧器	油入変圧器		
	モールド変圧器	○	
モータ利用機器 (圧縮機)	蒸気駆動圧縮機		
	熱回収式ねじ容積形圧縮機		
窓	Low-E複層ガラス(LE3+A12+FL3)	○	
	三層Low-E複層ガラス(LE3+Ar11+FL3+Ar11+LE3)	○	
	真空Low-E複層ガラス(LE3+Ar9+FL3+V0.2+LE3)	○	
	アタッチメント付きLow-E複層ガラス(LE3+Ar6+FL3 (アタッチメント付き))	○	
	真空ガラス (LE3+V0.2+FL3)		
	現場施工型後付けLow-E複層ガラス(FL6+A12+LE5)	○	
洗濯機	薄型Low-E複層ガラス(LE3+Kr4+FL3)		
	業務用ヒートポンプ式衣類洗濯乾燥機	○	
エネルギーマネジメントシステム	BEMS (制御サービス・空調・熱源・中央方式)		

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式1

平成 年 月 日

一般社団法人温室効果ガス審査協会  
代表理事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人番号  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）に係る応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 団体等の概要が分かる説明資料及び定款又は寄付行為
2. 直近2期分の財務諸表
3. 別添1 整備計画書
4. 別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ）
5. 別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
6. 別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
7. 別添1別紙4 補助対象として導入されるL2-Tech 認証製品について
8. 別添2 経費内訳（平成29年度）
9. 別添3 平成30年度の年間CO2削減目標量の内訳
10. 別添4 算定報告書
11. 導入する設備・技術に関する説明資料（様式任意）
12. 敷地境界、敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料の写し（直近のもの）
13. 対象設備に関するリース契約書等（案）、リース料計算書（任意様式）（リースの場合のみ）

当社（法人である場合は当法人、ならびに本事業の共同事業者）は、公募要領別紙2『暴力団排除に関する誓約事項』を確認し、該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することがないことを約します。